

## 平成 31 年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 平成 31 年 3 月 12 日
2. 招集の場所 可児市役所 5 階第 1 委員会室
3. 開 会 平成 31 年 3 月 12 日 午後 1 時 00 分 委員長宣告

### 4. 審査事項

#### 1. 付託案件

議案第 20 号 可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

議案第 21 号 可児市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正す  
る条例の制定について

議案第 23 号 可児市犯罪被害者等支援条例の制定について

請願第 1 号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書  
について

陳情第 2 号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地  
方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を  
提出する事を求める陳情について

#### 2. 事前質疑

- (1) 可児市公共施設等マネジメント計画関連について

#### 3. 報告事項

- (1) 消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- (2) 平成 31 年度地方税制改正（案）について
- (3) 東美濃ナンバーについて
- (4) 岐阜医療科学大学について
- (5) 組織機構再編について

#### 4. 協議事項

- (1) 所管事務調査事項について

### 5. 出席委員 (7名)

委 員 長	中 村 悟	副 委 員 長	出 口 忠 雄
委 員	可 児 慶 志	委 員	山 根 一 男
委 員	野 呂 和 久	委 員	澤 野 伸
委 員	高 木 将 延		

### 6. 欠席委員 なし

7. その他出席した議員

議 員 伊 藤 健 二

8. 説明のため出席した者の職氏名

市長公室長	酒 向 博 英	企画部長	牛 江 宏
総務部長	前 田 伸 寿	総合政策課長	坪 内 豊
総務課長	肥 田 光 久	税務課長	伊左次 敏 宏
管財検査課長	溝 口 英 人	防災安全課長	武 藤 務

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	田 上 元 一	議会総務課長	梅 田 浩 二
議会事務局 書 記	服 部 賢 介	議会事務局 書 記	山 口 紀 子

○委員長（中村 悟君） それでは、時間が参りましたので、ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

本日の委員会には、傍聴を希望される方がお見えですので御承知おきいただきます。

それでは、これより議事に入ります。発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をし、委員長の許可を得てからマイクのスイッチを押して発言をお願いいたします。

それでは、初めに議案第20号 可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

○市長公室長（酒向博英君） それでは、資料番号1、議案書の11ページ、並びに資料番号6、提出議案説明書の1ページをお願いいたします。あわせて、事前に配付をさせていただきました委員会資料1をお願いいたします。

改正趣旨は、長時間労働の是正等、働き方改革の推進による民間労働法制の改正を踏まえ、国家公務員における人事院規則が改正されることに伴い、改正するものでございます。

改正内容は、第8条第3項として、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、超過勤務命令の上限等必要な事項を市の規則で定めることを新たに規定いたします。

施行日は、平成31年4月1日でございます。

条例そのものの改正は、この追加だけでございますが、規則で定めるということについて説明する必要がありますので、こちらに関して説明をさせていただきます。

規則で定める主な事項につきましては、委員会資料1のとおりでございます。

市職員の勤務時間や休憩は国家公務員に準拠する必要がありますので、規則については国が示した改正案に沿った内容となります。

内容は、主に4つでございます。

まず、1つ目として、職員の時間外勤務の上限時間を1カ月について45時間以下、1年について360時間以下とすることを定めます。

2つ目として、他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員の時間外勤務の上限時間は、1カ月について100時間未満、2月から6カ月の平均で80時間以下、1年については720時間以内とすることを定めます。

ここで言います他律的な業務といいますのは、業務の量ですとか時期を自律的に管理することが困難な業務ということでございます。

市の業務では、例えば選挙執行に関する業務ですとか、それから確定申告の処理に関する業務、それから困難な用地交渉業務とか住民折衝等の業務を想定しております。

3つ目として、今申し上げました1つ目、2つ目の上限時間の特例として、大規模な災害への対応や重要性・緊急性が高いなど、公務の運営上、真にやむを得ない場合には、その上限を超えて時間外勤務を命じることができるということ定めます。

ただし、この超えた部分の時間外勤務につきましては、必要最小限ということを前提に、

かつ職員の健康の保持に最大限配慮を払うこともあわせて定めるものでございます。

4つ目として、上限時間を超えた場合に、この超過勤務（時間外勤務ですが）を命ずることが所属長として公務の運営上、真にやむを得なかったのかについて、事後に検証を実施することを定めるということでございます。

時間外勤務は、あくまでも所属長の命令によって行うものでございますので、こうした検証によって、それが上限時間を超えた場合は、業務のあり方、それから業務分担の見直しの必要性ですとか、それから計画的な業務遂行ができていたのかどうか等について検証を行いまして、必要に応じ、所管部長、所属長に対し、必要な取り組みを求めることとなります。これが規則で定める主な内容でございます。

説明は以上です。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

それでは、議案第20号に対する質疑を行います。

御意見のある方。

○委員（高木将延君） 資料1の3番のところなんですけど、災害対応はわかるんですが、そのほか考えられるものというとなんがあるのかなということを知りたいなと思います。例えば、県でといますと、今回、豚コレラなんかではかなりの職員の方が時間外勤務をやられていると思うんですけど、市の単位でいうとなんか考えられることってありますか。

○市長公室長（酒向博英君） ②の他律的な業務を超えてまでさらに超えるものという想定ですので、一番はやっぱり災害だと思いますが、これについては、今おっしゃられたように災害というか、それに属するような豚コレラへの対応とか、そういったものは当然ここに含んでくるというふうに考えています。通常、年間を通じて考えられる他律的な業務で高いものは②番で対応できるんですが、そうではない、想定できない災害を含めたそういった対応が必要なものについては③で対応していくということになると思います。

○委員長（中村 悟君） ほかに。

○副委員長（出口忠雄君） ちょっと聞き漏らしたかもしれんですけど、今の説明の中で、4番目、上限時間を超えて超過勤務を命じられた場合、公務の運営上真にやむを得なかったのかについての事後検証の実施とあるんですけど、この事後検証というのはどなたが行うわけですか。

○市長公室長（酒向博英君） 時間外勤務を命じた所属長が行うものでございます。その妥当性については所管部長、それから秘書課のほうで検証をいたします。

○委員長（中村 悟君） よろしいですか。

ほかに。

○委員（山根一男君） 2番のところ、他律的な業務ということですけども、これは45時間を超えるという、非常に高い部署って限定されていますので、部署で決まっているんでしょうか。あるいは、部署以外のところでも、もしかしてそういうような事態が発生した場合には認定は誰がするのかというようなことなんですけれども、45時間を超えてというよう

なことがあった場合の、それをジャッジするのはどうなりますか。

○市長公室長（酒向博英君） 他律的な業務につきましては、やはり当初から特定をしていく必要がありますので、先ほど申し上げましたような選挙に関する事務とか、それから確定申告等に関する事務については他律的な業務に該当するというので、②に該当するというところをしていきたいというふうに考えております。

それ以外のものにつきましては、その都度、所管部長、課長のほうの申し出があれば、それについては協議をしていきたいというふうに思いますが、これを余り広げるということは、いわゆる規則の効果とかにかかわってまいりますので、ここについては本当に限られたものにする必要があるというふうに認識をしております。

○委員（山根一男君） その場合、職員組合があればそういった相談もあるんでしょうけれども、そういった職員との協議の場、これはいいんだろうかというような、そういうのはないんですか。

○市長公室長（酒向博英君） 反問、よろしいでしょうか。

○委員長（中村 悟君） はい、どうぞ。

○市長公室長（酒向博英君） 確認でございますが、その職員との協議の場と今おっしゃられたのは、その業務について、それが②に該当するかどうかを職員と人事担当課が協議をするという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○委員（山根一男君） そうですね。当てはまるかどうかについて、職員側がそれをおかしいんじゃないか、そういう話になることは想定していないんですか。もし組合があれば、それは組合と必ずやると思いますが、それはないんですかね。

○市長公室長（酒向博英君） 反問を終わります。

あくまでも所属長、所管部長のほうとの協議を基本にしておりますので、職員につきましては、当然その必要性について、そういった申し出は所属長を通じて、その所属長、所管部長がそれを判断して協議すると、そういう流れになるかというふうに思います。

○委員長（中村 悟君） よろしいですか。

ほかはよろしいですか。

○委員（可児慶志君） 今回、規定で定める内容に、例えば1カ月内で1番の場合、45時間以下と書いてあるわけですが、それ以上、あるいは2番でもそうですが、それ以上の例というのは今までにありましたですか。

○市長公室長（酒向博英君） 平成29年度の職員の時間外勤務実績に基づいて説明をいたしますと、平成29年度、360時間、時間外勤務が超えた職員は全部で44名おります。ですので、管理職を除いた対象人数からしますと大体1割ぐらいの職員が360時間を超えているということになります。

また、45時間超えとなりますと、これはもっともっと多く発生している状況でございますので、この辺のところをもう一度、新年度に入りましたら、この条例規則が制定されたこととあわせて、どうしたら45時間、360時間内におさめるようにできるのかということとは

徹底していく必要があるというふうに思いますが、一方で、これは人員配置の問題ですとか、それから業務の内容によっても、必ずしも初年度からこれが守れるかどうかということは非常に難しいというふうには今思っておりますが、ただ、その事後検証等もありますので、それを通じてもう一度、仕事全体の各課の見直しもあわせてやっていくことが必要なというふうに思っております。以上です。

○委員（可児慶志君） 実態がそういう実態であるということは、本当にこの条例を定めていく上において処理は大変なことだと思いますけれども、それ以前の問題として、人事の採用の問題とか、定員の問題とかというのも絡んでくるので、今、回答をいただいた配置だとか、事業内容とかにも当然必要ですけど、そういった点まで十分配慮して適正に執行できるように努力をしていただきたいと思います。

○委員長（中村 悟君） ほかに。

○委員（山根一男君） ④の一番最後の事後検証、これは余り今まで聞かない言葉なんですけれども、これは形として残るんでしょうかね。市民に対して公表されるとか、議会で公表されるとか、どういう形でこれは形として残るものなのかということをちょっとお伺いします。

○市長公室長（酒向博英君） 当然、個人情報に係る部分を除いて情報公開の対象になりますので、公開はできるというふうに考えておりますし、議会に対しても必要に応じて求められれば当然説明をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（中村 悟君） ほかに御質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑がないようございますので終了いたします。

それでは、続いて討論を行います。

発言のある方はございますか。

〔「なし」の声あり〕

それでは討論もないようですので、討論を終了いたします。

これより議案第 20 号 可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。したがって、議案第 20 号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、続きまして議案第 21 号 可児市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

○総務部長（前田伸寿君） それでは、議案書の 12 ページをお願いいたします。提出議案説明書は 1 ページから 2 ページにかけてでございます。

議案第 21 号 可児市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正趣旨は、可児市総合会館の改修及び可児市総合会館分室の閉鎖に伴い改正するというものでございます。

詳細につきましては、管財検査課長から御説明申し上げます。

○管財検査課長（溝口英人君） 今、部長のほうから条例の一部を改正するという事で、資料のほうを見ていただきたいと思います。具体的に御説明申し上げます。

まず、第 1 条でございますが、こちらのほうは総合会館の改修に伴いまして、まず会議室の名称、それから面積が変更になります。それによって、表の改正前のボックス、黒く囲ってあるところの 3 階第 1 会議室、1 時間 320 円という表記がございますが、この会議室がなくなりますので、改正後としましては、その他会議室だけがそのまま右側に移行しまして、1 時間 210 円という会議室が残るという形になります。

続きまして、第 2 条でございますが、こちらのほうは総合会館の分室が閉鎖されます。それによって、この全ての表記がなくなるということで、次ページをちょっと見ていただきたいと思いますと思いますが、黒枠で囲ってあるところが削除されるというところでございます。

なお、今現在、総合会館の改修が今月中には完了します。それをもちまして、第 1 条につきましては 4 月 1 日からの施行とします。また、総合会館分室の閉鎖につきましては 4 月末になることから、第 2 条につきましては 5 月 1 日からの施行となります。以上でございます。

○委員長（中村 悟君） これより、議案第 21 号に対する質疑を行います。

質疑のある方ございますか。

○委員（山根一男君） 総合会館の 320 円がなくなるというのは、一番上の 5 階ホールは入っていないのでしたっけ。

○管財検査課長（溝口英人君） この今、対象になっているところは 5 階ホールは入っておりません。別物というふうに御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○委員長（中村 悟君） よろしいですか。

ほかに質疑ある方ございますか。

ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

御意見のある方ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了いたします。

それでは、これより議案第 21 号 可児市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成であります。よって、議案第 21 号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 23 号 可児市犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○総務部長（前田伸寿君） それでは、議案書のほうの 17 ページをお願いいたします。それから、提出議案説明書は 2 ページでございます。

議案第 23 号 可児市犯罪被害者等支援条例の制定についてということでございます。

制定の趣旨につきましては、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、市民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため制定するものということで、新規に制定をお願いするというものでございます。

詳細につきましては、総務課長のほうから御説明申し上げます。

○総務課長（肥田光久君） それでは、よろしく願いをいたします。

議案書のほうに従って、順次説明をさせていただきます。

まず、条例第 1 条で、条例の目的を規定しております。

2 条のほうで、用語の定義をしております。

1 号で、犯罪等としております。ここで、法第 2 条第 1 項に規定するというところで、法の規定を準用しておりますけれども、犯罪被害者等支援基本法第 2 条第 1 項に規定する犯罪として、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為というふうに規定をしております。

それから第 2 号、犯罪被害者等についてでございますが、こちらも法の規定を準用しております。

法では、犯罪等により害を被った者及びその家族、または遺族をいうというふうに規定をしております。

それから、第 3 条で基本理念を、第 4 条で市の責務を、次のページへ移りまして、第 5 条で市民等の責務をそれぞれ規定しております。

次の第 6 条から第 10 条までは、犯罪被害者等の支援に必要な施策について規定をしております。

まず、第 6 条では、関係機関と市が連携をして、犯罪被害者等に対し、必要な情報の提供及び助言を行うこと、そしてそのための相談窓口を設置することについて規定をしております。

第 7 条では、経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給等について、第 8 条では、日常生活に支障が出たような場合、日常生活の支援について、第 9 条では、市民等の理解を深めるための広報及び啓発を行うことについて規定をしております。



第 10 条では、犯罪被害者等の支援を行う民間団体、こういったところに対する支援についても規定をしております。

それから、第 11 条では、犯罪被害者等への支援を行わないことができることということで、支援の制限について規定をしております。

第 12 条では、規則への委任事項を規定しております。

この条例については、平成 31 年 4 月 1 日から施行するということにしております。以上でございます。

○委員長（中村 悟君） それでは、これより議案第 23 号に対する質疑を行います。

質疑のある方ございませんか。

○委員（澤野 伸君） 第 7 条の犯罪被害者等見舞金の支給ですけど、これは別途、支給基準というのは設けるんでしょうか。例えば、犯罪の種別、被害の大小、それから金額等々の設定というものを別途定めるものんでしょうか。

○総務課長（肥田光久君） 今の御指摘がございましたように、この見舞金の支給等については別途、規則を定めまして、詳細な運用を規定していく予定でございます。

今、犯罪の種別とかお話が出ましたけれども、基本的にはここでいう犯罪ですね、いわゆる刑法に抵触する犯罪、刑法犯罪ですね、それからいわゆる特別法犯罪と言われます、例えば麻薬取締法、そういったもの、全て犯罪は対象とすると。ただ、交通事故については対象にしないように今考えておるところでございます。

それから、見舞金の金額につきましては、その犯罪によって金額の多寡があるということで今考えておりませんで、基本的には被害者の方が亡くなられた場合に遺族の方にお支払いする遺族見舞金、それから犯罪行為によって重傷病を負った方への重傷病見舞金ということで、2 立てで金額を定めていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員（澤野 伸君） 平成 31 年 4 月 1 日から施行ですけど、施行に合わせて基準を設けるということよろしいですか。

○総務課長（肥田光久君） はい、施行に合わせて定めるというふうに進めております。

○委員長（中村 悟君） ほかに質疑のある方ございますか。

○委員（山根一男君） 第 6 条のところですけども、必要な情報の提供及び助言を行うもの、窓口は市役所内のどの部署とか、ある程度もう内定しているのか。本年 4 月 1 日の、可決されればですけどもという形で理解してよろしいんですか。

○総務課長（肥田光久君） 窓口は、防災安全課に置くように考えております。以上です。

○委員（山根一男君） その防災安全課という周知とかそういうのはどうなるんですか。本年 4 月 1 日ですぐできることなんですか。

○総務課長（肥田光久君） 防災安全課では、現在でもそういった犯罪の被害等についての相談とかの窓口を設けておりまして、ホームページ等でもそれは今、周知はしております。それをさらに拡充をして、さらにきちっと打ち出しをしていくということになるかと思えます。以上です。

○委員（澤野 伸君） 第 10 条ですが、犯罪被害者等を支援する民間の団体が果たす役割云々の情報提供の部分ですけれども、民間の団体ということで、その情報提供のよしあし、いわゆる団体を選別するような方法というのはあるんですか。いわゆる自主的な民間団体、例えば犯罪被害者を支援するという自発的な団体だと名乗って情報提供を要求してきた場合に、それが果たして支援団体として活動がしっかりできているものか、できていないものかという種別というのは必要になってくると思うんです。例えば、名前だけの架空で団体を名乗って情報提供を要求してきて、それを情報提供してしまった場合に二次的な被害が発生するかもしれませんので、そういった基準というのは設けられるんでしょうか。

○防災安全課長（武藤 務君） 第 10 条の民間支援団体については、現在のところ、岐阜県では、岐阜県公安委員会から、犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けた岐阜犯罪被害者支援センターが該当するものということで認識しております。以上です。

○委員長（中村 悟君） ほかに質疑のある方は。

○委員（山根一男君） 第 11 条ですけれども、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる、これはどういうことを想定しているのかということと、これはいつ、誰が、どういう形でこれをジャッジすることになるんですか。

○総務課長（肥田光久君） 社会通念上適切でないと認められるときの具体的な事例、例えば犯罪被害者等が受けた被害に係る犯罪について、この犯罪被害者等によりそれを教唆または幫助するような行為があった場合とか、犯罪被害者等が受けたこの犯罪について、犯罪被害者による過度の例えば暴行ですとか強迫、こういった犯罪を誘発するような行為があった場合、こういったものは社会通念上、支援が適切でないという場合に当たるというふうに考えております。全てこれを列記することは難しいですので、案件ごとにそれは判断をしていくというふうに考えております。

それから、いつ判断するのかということですので、犯罪被害者の支援につきましては、県警のほうと密接な連携をとって行ってまいりますので、そういったことについてはきちっと情報を得ていきたいというふうに考えております。

○委員（山根一男君） それは、決定はどのようなところで下されるわけですか、その支援を行わないという決定。

○総務課長（肥田光久君） これも今、規則制定の中で考えているところなんですけれども、庁内でそういった検討会議のようなものを設置しまして、ケースごとにそこで判定をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（中村 悟君） ほかに質疑のある方。

○委員（高木将延君） 二次的被害について聞きます。第 5 条のところに市民の責務として二次的被害の防止に努めなければならない。第 9 条で、その広報・啓発を行うということですが、具体的に抑止力になるようなことというのは何か、ここには全くうたわないというようなことでよろしいですか。

○総務課長（肥田光久君） 具体的な施策をということでしょうか。

これは、二次被害の防止ということにつきましては、その被害者の方の周囲にいる人たち、それは職場、住居を含めて、そういった方々の対応にかかってまいりますので、ふだん、余り意識することがないことかもしれませんけれども、だからこそこの第9条で、広報とか啓発の中で犯罪被害者が置かれた立場とか、そういった精神状況とか経済的状況、そういったものをきちっとお知らせして、例えば心ない言葉をかけるのはやめるとか、軽々な不謹慎なことはしないとか、そういったことを啓発することで、皆さんが日ごろから被害者等に対する意識をきちっと持って、何かあったときも地域の中で温かく生活していける、そういったように進めていくというようなことを考えております。

○委員（高木将延君） もう一点、これは加害者家族が被害を受けることは想定されていないとか、範囲内に入らないということによろしいですか。

○総務課長（肥田光久君） 加害者家族は想定しておりません。

○委員長（中村 悟君） ほかに質疑はございませんか。

○委員（野呂和久君） 第2条の定義のところでは犯罪被害者等とあります。犯罪被害者等の定義は、犯罪等により害をこうむった者及びその家族または遺族ということですが、それは可児市民という限定であるのか、それともその後続く市民等にかかって、市内において事業もしくは活動を行う者も含まれてくるのかをお願いします。

○総務課長（肥田光久君） 基本、市民であるということでございます。

○委員（野呂和久君） そうしますと、例えば可児のほうへ在学していて、他市から通って見える学生さんとかが例えばそういった被害に遭った場合は対象から外れるということによろしいですか。

○総務課長（肥田光久君） 犯罪の被害者の方が他市から通っている学生さんということによろしいですか。

そうすると、その方、同じ世帯の方も市外の方ということですよ。

当然、よそのまちに住民票を置いて、可児市のほうへ通っている学生さんというのは、犯罪被害者としてはここでは捉えません。

○委員長（中村 悟君） ほかに質疑のある方ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論もないようですので、討論を終了いたします。

これより議案第23号 可児市犯罪被害者等支援条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。したがって、議案第 23 号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第 1 号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書についてを議題といたします。

初めに、事務局より請願の朗読をさせます。

○議会事務局書記（服部賢介君） それでは朗読いたします。

2019 年 2 月 13 日、可児市市議会議長 澤野伸様。新日本婦人の会可児支部支部長 小林宏子様よりの請願書になります。所在地、可児市大森 2473、紹介議員は、伊藤健二議員と富田牧子議員です。

国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書。

請願の趣旨でございますが、私たちの暮らしや地域経済は今、大変深刻な状況です。2014 年の消費税 8 % への増税によって戦後初めて 2015 年・2016 年と 2 年連続で個人消費がマイナスになりました。

年金カット・医療・介護など社会保障費負担増、そして賃金低下、物価上昇の三重苦のもとで、「これ以上節約するところがない」と悲鳴が上がっています。このような状況で消費税を引き上げれば、ますます私たちの生活は困窮します。

ところが政府は、2019 年 10 月の消費税率 10 % への引き上げをあくまで行う姿勢を崩していません。税率 10 % への引き上げで 5.6 兆円の増税となり、「軽減」分を差し引いても 4.6 兆円イコール世帯当たり 8 万円の増税という試算も出ています。

加えて税率引き上げと同時に「軽減税率」には、重大な問題があります。

同じ食品なのに店内で食べたなら 10 %、出前や持ち帰りは 8 %、みりんは酒類で 10 %、みりん風調味料は 8 % とその線引きは複雑で、業者・消費者に本来必要のない業務負担や混乱を強いることとなります。

そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制です。

日本国憲法は応能負担原則にのっとりた税制の確立を要請しています。

消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制をただすべきです。軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興に税金を使い、内需を拡大することで家計を温める経済政策をとるべきです。そうすれば、社会保障制度の拡充も、財政再建の道も開かれます。

私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求めます。

以上の趣旨から下記事項について請願いたします。

請願事項といたしまして、1 つ、2019 年 10 月の「消費税 10 % への引き上げ中止を求める意見書」を政府に提出していただくこと。

以上でございます。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

続きまして、可児市議会会議規則 117 条に基づき、紹介議員である伊藤健二議員の委員外議員の発言についてをお諮りいたします。

それではお諮りします。委員外議員 伊藤健二議員に本請願に関する発言を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

挙手全員であります。したがいまして、紹介議員による説明を求めることに決定いたしました。

それでは、紹介議員の出席を求め、趣旨の説明を求めたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 1 時 39 分

---

再開 午後 1 時 40 分

○委員長（中村 悟君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、請願第 1 号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書における紹介議員の説明を求めます。

なお、紹介議員は委員に対し質疑をすることはできませんので、御了解願います。

それでは、紹介議員の説明をお願いいたします。

○委員外議員（伊藤健二君） 発言をさせていただきます。

お手元にあります国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書については、私、伊藤健二と富田牧子議員、両名が紹介議員となっております。富田のほうは、きょうちょっと所用が重なってしまったので、急遽帰りましたが、私が代表して発言をさせていただきます。

趣旨につきましては、この請願書に書いてあるとおりでございます。そして、この間、具体的に言いますと 12 月議会におきまして、岩手県におきましては、この 10%への消費税の中止を求めるといふ意見書が採択された自治体が岩手県内で 7 自治体生まれております。これは岩手県の住田町、あるいは市でいいますと滝沢市などがそうでございますが、やはり大きくこの問題は、増税中止を求める声が広がっているということだろうと思います。チェーンストア協会を初めとして、消費諸団体におきましても、ちょっと今のこの時期は問題なんじゃないかという声も広く広がってきておりまして、ぜひ可児市議会も政府に対して、関係諸機関に対して、こうした増税方針に対しては待ったをかけていただくということが極めて大きな意義を持つと私は考えます。

追加で発言をさせていただく点は、まずどうしても理解していただきたいと思っておりますのは、皆さんも御存じのとおり、市民の暮らし、私たちの暮らしや地域経済というのは、今、大変深刻な状況になりつつあります。これは一言で言ってしまうと、消費の 6 割を占める個人消

費が年々下がってきておりまして、これは以前の消費税の増税等による段階的な増税によってもさらに加速されており、ここに書いてあるとおり、2015年、2016年では2年連続でマイナスになっている。この間、政府の経済局長等が発表しました景気の動向については、既に景気の後退局面に入ったということも公的に言われております。

具体的に言えば、暮れからのデータ点検ということになるわけですが、既に昨年秋口からこうした局面に、すなわち安倍首相が消費税を増税するぞと宣言をしたそのときには、足元で景気のマイナスが、後退が起きていたということが明らかになっています。

そして、こうしたもとの、今新たに各製造業界等がコンビニで売るさまざまな物品等も含めまして、4月から7月にかけて価格の引き上げという問題が起きようとしております。いついつからうちのこの商品は値上げをしますということはもう既にインターネットで見ただければわかると思いますが、引き上げの方向が明確に打ち出されております。言ってみれば増税前の値上げ攻勢にもなってしまいかねない状況です。

ですから、私たちの暮らしというのは、さらにここで10月から増税ということになればますます困窮する。一番言いたい点は、市民生活、そして地元の中小企業を初めとする事業者の経営と生活を困窮させてはいけない、そのためには可児市議会がそうした市民生活に十分思いをいたして増税中止をしっかりと求めていただきたいということであります。

あと、税制度の問題につきましては、既にこの請願趣旨の中にも書いてございます。軽減税率云々という表現で重大な問題があると指摘をされております。もうちょっと正確に別の表現で言いますと、いわゆる今回から複数税率という問題になるわけであります。これまでは3%、5%、8%と順々と上がりましたが、税込み価格というのは、会計伝票を見ていただければ、コンビニでもらう伝票でも税込みと書いてありますね。あるいはガソリンスタンドで買っても税込みとなっていますけれども、これが税込みって一体何%という問題に今回はなる。もうちょっと具体的に言えば、3%、5%、6%、8%、10%、何と5段階にあるというわけです。これが5段階になるときに、どの場合にどうなるかという問題は大変複雑でして、今ここで口頭で私が説明してみても余り意味がないほど複雑怪奇であります。

これは、安倍首相がポイント還元で返すなら5%返せとあって、ばーんとトップの決裁を出したことによって、一気に8から5引いて3%という税率が発生してしまうということですね。そこまでやって、何としても10%というのが定着するのかなと誰もが考えるわけですが、簡単に言えば、このポイント還元による軽減税率というのは、9カ月間という期間限定つきで、最初は痛みが少ないようにしてあるけど、最後は、来年の7月以降についていえば、各種ポイント還元、その他軽減措置が消えてなくなるわけかと今のところ思われますので、そうなると本当に深刻な事態がその後どっと押し寄せてくるんじゃないかということでもあります。税率制がわかりづらい、ですから可児市内の地域のお店で買ったときに、税込みとはなっているけど、これは一体どうなのということで、各レジスターを含めて表示がされるようにしなきゃいけないということが、今、業者の間では大変大きな話題、問題意識になり始めている。

例えば、駅前に今man oがありますが、man oの横にパン屋さんがあります。あのパン屋さんで先般、お店を手伝ってみえた前の御主人さんですね、おやじさんに、大変ですね、今度どうなりますかと聞いたら、一言で言えば、店の中のカウンターはやめようかしらと思うけど、一体どうなるんやね、これはと言って嘆いておられました。本当に深刻です。

今、中で食べられるようになっていますが、今度はお店の中で焼きたてのパンをおいしいなと思って食べると、これは10%だそうです。それで、パンを持って帰ると、食材を買ったということで、食料品を買ったと同じ扱いになりますので8%という軽減税率になると。いわゆる複数の中の8%をとるわけですね。これはお客さんが8%で買ったけど、あっ、おいしそうだから今ここで食べるわと言って切りかわったらどうなるんですか。いや、それは10%にもう一遍税金を追加してもらいますというふうになるんですか、ならんですか。そんなことで一々お客さんに対して言えないので、お店のほうとしては、もうこのカウンターを廃止しようかということになるんだと言っておられました。そうされるかどうかは確認しておりませんが、そういうふうにはせざるを得ないのかなとってつぶやいておられました。

まさに一つの事例ですけれども、そういう問題があります。あと、ほかのもたくさんいろんな問題があると思います。みりんと酒類、酒税との関係でこういうわけのわからない状態になる。そのほかにもいっぱいあります。キャッシュレスの問題、そんな端末機が入るのかどうか。結局のところ、200万円以下の所得の少ない一般家庭、あるいは多くの低所得層の市民にとってみれば、キャッシュレス化による恩恵というのは、期間限定であってもなかなかそこまではいかないということでもあります。いわゆる富裕層が68%カードを使って決済をしているという現実があるわけですし、韓国のように国民による大部分がキャッシュレス化している現状とは日本は違うということも踏まえれば、状況が整っていない、そして経済も後退に入った、これこれを考えますと、このまま突っ込んでいけば、中小の事業者の廃業という問題にまでつながっていくのではないかと思います。

市民の暮らしを守る、地元中小業者の経営を守っていく、激励をしていくという点では、可児市議会としてはぜひこの無謀な10%への引き上げはやめていただきたいということについて、はっきりと国に問題点ありだよということを言うべきだと考えます。

私ども日本共産党は、消費税に頼らない財政、政治のあり方に切りかえていく必要があると主張しています。しかし、これには政権を皆さんと一緒に力を合わせてとっていかないと、なかなか今の政治の流れは変わりません。ですから、すぐにはできませんが、今すぐできることは、増税をしないことでもあります。増税をせず、現行の8%、とりあえずこのままで、財政の再建の問題も含めていろんな問題についてはよく議論をして、正しい方向を見定めていくことが必要です。そのためには、やはり国民の声として、市民の声として10%への増税は中止をする。市民の暮らし、地場産業、中小企業を守るために明確にそのことを主張していただきたいと思います。

以上が追加で説明をする内容でございました。中止を求める意見書を政府に出していただ

くよう強く最後をお願いをして、私の発言とさせていただきます。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

それでは、質疑を行いたいと思います。

質疑のある方ございますか。

〔挙手する者なし〕

ないようですね。それでは、質疑を終了いたします。

伊藤議員、ありがとうございます。紹介議員は御退席をしていただいて結構でございます。

じゃあ、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1 時 51 分

---

再開 午後 1 時 52 分

○委員長（中村 悟君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この請願についてですが、その取り扱いの一つとして、一つには自由討議ということもありますが、まずそのことについてお諮りをしたいと思いますが、自由討議を行ったほうがいいのか、行うか、何か御意見があれば。

〔挙手する者なし〕

ということは、自由討議まではしなくていいだろうというふうで受け取らせていただいて結構ですか。

〔挙手する者なし〕

では、自由討議は行わないということで、何か請願について、自由討議ではありませんが、御意見がある方も別段ないですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、この請願第 1 号について討論を行います。

討論のある方。

○委員（山根一男君） この請願の文書にありますように、今の日本、非常に消費が冷え込んでおる。やはり可処分所得も結果的には物価の上昇に追いついていないという状況の中で、もう 10 月に向けてどんどん突き進んではいますけれども、私といたしましては、この請願の内容に非常に共感いたします。まだ、今からでも遅くないと思いますので、中止を求める請願書を採択することに対して賛成いたします。

○委員長（中村 悟君） ほかに意見。

○副委員長（出口忠雄君） ただいまの請願のところについて、その趣旨はよく理解できます。しかしながら、もう既に国会でこれは法として成立しておるわけで、その施行日が 2 年前、ところが当時の経済状況とかそういうのを勘案して、当時の内閣が施行日を 2 年間延長するということで、本年 10 月から 10%に上げるよと。既に法として決定されているものを今さらどうこうというのもちょっと難しいんじゃないかなということで、私はこれは不採択とい



う意見でございます。

○委員長（中村 悟君） ほかに御意見のある方ございますか。

〔挙手する者なし〕

意見もないようでございますので、これで討論を終了いたします。

これより請願第1号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書について採決いたします。

挙手により採決いたします。

請願第1号を採択とする方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。したがって、請願第1号については不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第2号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情についてを議題といたします。

この陳情の取り扱いについて御意見をお願いいたします。

どういたしましょう。どなたか御意見のある方。

○副委員長（出口忠雄君） この在日米軍の問題はいろいろ言われておりますけど、現在、政府も負担軽減に向けて日夜の努力をいたしております。私はそう理解しておりますけど、したがって、これは陳情として出されておりますけど聞きおきと、そういう意見でございます。

○委員長（中村 悟君） ほかに御意見ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、陳情第2号につきましては、聞きおきということでさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議もないということですので、そのようにさせていただきます。

それでは、以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、議事の都合により暫時休憩いたします。

休憩 午後1時58分

---

再開 午後2時08分

○委員長（中村 悟君） それでは、皆さんおそろいですので会議を再開いたします。

事前質疑がございましたので、質疑について議題といたします。

可児市公共施設等マネジメント計画関連についてを議題といたします。

可児委員のほうから質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（可児慶志君） 平成 31 年度の市長の施政方針演説の中にも、財政状況のところ、可児市公共施設等のマネジメント計画、市の財政が 2063 年度に 331 億円の累積不足になるという見込みになって、大変に財政が硬直化してきているというようなことで、財政負担で、将来のこれから経営計画を立てようとしているときに、私の言葉でいうと金縛りに遭ったような状態で、将来の楽しみというものも何か先細りしているような印象を受けてしまったので、これから経営計画を考える上において、この金縛り状態の印象では絶対にだめだと思うので、それを払拭するために、これからどのような方向性を持って FM（ファシリティマネジメント）を進めていくのかなというような基本的なところをお伺いしたいなあということなんです、趣旨は。

私どもも、多分これまでに視察に行ったと思うんですけど、佐倉市なんかで FM（ファシリティマネジメント）を担当していた人なんかも、この FM（ファシリティマネジメント）というのは楽しくやらないと続かないよと、効果も上がらないよという言い方をされていますので、これからどのようにして楽しく効果的な FM（ファシリティマネジメント）を行っていくのかなという観点で、こういう表現の仕方を書いてあります。

具体的な質問内容として、執行部のほうに連絡した内容を読ませていただきます。

橋梁の長寿命化であるとか地区センターの利用拡大策などを行っていますが、本市の固定資産の売却や民間活用などの検討は行われていますかと。また、それらの資産の一元の管理を行い、改修計画の作成であるとか、利用率のチェック、あるいは先ほど言ったような民間活用の提案などを行うべきではないでしょうか。その他の策を実施して、将来の財政負担を軽減すべきであると思いますが、見直しのサイクル等はどのような予定になっているでしょうかということをお伺いいたします。

○委員長（中村 悟君） それでは、この件に関して執行部の説明を求めます。

○総合政策課長（坪内 豊君） それでは、今の御質問の中でありました楽しく続くということとは非常に重要なことかなというふうに思っておりますので、それを含めまして御回答のほうをさせていただきます。

まず、固定資産の売却、民間活用の検討についてということになりますけれども、済みません、少し前提のお話をさせていただきます。

普通財産の売却につきましては、これは公共施設等マネジメントの範疇ではなくて、所管も異なりますというのが前提です。それから、民間活用の検討につきましては、公共施設等マネジメント計画の中で基本的な考え方を示しておりますけれども、現在のアクションプランの中では計画をしておらず、今後状況に応じて、各施設所管で検討していくことになりますというのが、まず済みません、これが前提になります。

その中でお話をさせていただきますと、普通財産の売却につきましては、これまでも売却

可能なものについては積極的に売却のほうをしてみたいと思います。そのため、近年では売れるもの、売却可能な物件が少なくなっているというのが状況としてございます。

ちなみに、ここ3年の売却実績といたしましては、平成27年度が16件で5,495万1,027円、平成28年度が14件で5,263万7,768円、平成29年度が18件で3,633万8,186円というのが実績になっております。

民間活用の検討につきましては、公共施設等マネジメント基本計画におきまして、目的が達成され、役割を終えた施設、市民ニーズに合わない施設、近隣に代替サービスがある施設、民間に同様のサービスがある施設については、集約・廃止の検討のほかに民間譲渡を検討することとしております。

こういったところ、現時点では該当施設がございませんが、今後のいろんな状況を踏まえて、それに応じて検討していくことになります。

続きまして、資産の一元管理を行い、改修計画の作成、利用率のチェック、民活の提案を行うべきではないかということについてお答えさせていただきます。

本市の施設管理は、各施設所管課が適正に管理することとしております。これは、インフラを含めまして、各所管の個別計画等に基づきまして、施策ごとに施設管理を行うことが本市の場合、合理的であるというふうに考えているためでございます。

一方、施設改修等を施設所管部署のみの判断に委ねず、公共施設等マネジメントの意義や方向性を共通認識といたしまして、全庁的な連携、協力を行いながらマネジメントに取り組んでおるところでございます。

そのため、公共施設マネジメント推進会議や公共施設マネジメント戦略委員会というのを庁内で設置しておりまして、ここで全庁的に統一した考え方を進めているというところでございます。

改修計画につきましては、平成29年3月に基本方針及び基本計画に基づき、改修時期、概算費用を示したアクションプランを作成しておりますけれども、今後は具体的な対応方針を定める計画といたしまして、施設の状態、対策の内容や実施時期を定め、財政負担の軽減、平準化を図りながら、老朽化対策に取り組むと。そういうことのために、個別施設計画の策定を進めてまいります。

施設の利用率につきましては、可児市公共施設白書を3年ごとに改定する際に調査しております。

民間活力の導入につきましては、施設の運営や更新にPPPやPFI、指定管理者制度の導入を検討することとしておりまして、必要かつ実現可能なものがあれば、今後実施していきたいというふうに考えております。

最後、見直しのサイクルについてですけれども、基本計画におきまして、マネジメントのフォローアップについて、基本計画、アクションプランは10年ごとに見直すということとしております。したがって、次回の見直し期間は平成35年を予定しております。以上です。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

質疑がございましたら。

○委員（可児慶志君） 各セクションで、施策ごとにそれぞれの資産は管理をしていくということ。それはそれで市の方針としてやっていくということは、それはそれでいいと思うんですけど、それによってうまく連携してやって、会議を招集してやっていけばいいと。それは、手法としては確かにいいと思うんですけど、やっぱりなかなか現実論からいうと、同じ思考のもとに徹底させていくというのが非常に難しいところがあるのではないかなあというようなことで、一元管理ということが提起されているわけです、手法として。

今までのとおりやっていただくのも結構ですが、趣旨がきちんと徹底し、全庁的な効果を上げるためにも、一元管理の提起が随分とされているよということも十分承知していただいて、うまく運営管理が行われるように一層努めてもらいたいというふうに思います。

それともう一つ、最終的に私の言いたいのは、冒頭に言いましたように、我々議員のほうでも金縛りのようなふうに関心を持って、言われたら、もうどうしようもないやというようなふうでは、新しいアイデア、提案というのがすごくにくい雰囲気にあるということは現実なので、あるいは職員の方にもそういう思いを持ってみえる方があるかもしれない。

だから、FM（ファシリティマネジメント）は楽しくやらないと続かないというふうに、前の佐倉市の職員が言うてみえるように、進め方において、前向きな前進的な公共施設マネジメントの進め方、管理の仕方、運営の仕方というものを一工夫加えていっていただきたいなということをお願いだけはしておきます。金縛りに遭わないように、もっと自由に意見が言えるためにということをお願いします。

○総合政策課長（坪内 豊君） 1点目の一元管理につきましては、やっぱりこれは縦割りになることが一番そういうことにつながってしまうということだと思っておりますので、そのために総合政策課という課がFM（ファシリティマネジメント）についての担当をしておりますので、そういう意味では、先ほど申し上げましたとおり、全庁的な統一感を持って、きちっと進めていくということが一つ大事かなと思っております。

あと、2点目につきましては、やはり情報をきちんとお出ししていくということかなというふうに思っています。漠然と大変だとか、そういう感覚ばかりだとこれは進まない話になってまいりますので、きちんとした情報をお出ししていくということで議論ができればというふうに考えております。以上です。

○委員（可児慶志君） まさに、漠然としているもんだから余計にわからない。例えば、30%削減というような数字が出ていますよね。30%削減って、具体的に何なのと。公民館の3分の1を切るわけじゃないので、具体的にどういう手法でやっていくのかなということが見えていないんですよ。

だから、その辺を具体的にもうちょっと詰めて、わかりやすく周知をして、施策として展開をしてほしいということです。お願いします。

○総合政策課長（坪内 豊君） 心がけていきたいと思えます。

○委員長（中村 悟君） ほかに何か御意見、御質疑ある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しましては終了いたします。

次に、報告事項に入ります。

最初に、消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の御説明をお願いいたします。

○総務課長（肥田光久君） 消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、御説明をさせていただきます。

皆様、御承知のとおりでございますけれども、国が消費税率を平成 31 年の 10 月 1 日に 10%に引き上げるといふふうにしておりまして、関係する市の条例の整備を行うものでして、そのための改正条例を 6 月議会に上程をさせていただくというものでございます。よろしくお願いをいたします。以上です。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

何か御質問のある方はございますか。

これはいろいろたくさんあるんやね、かかわることがね。わかりました。

ほかに何か、いいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続きまして、平成 31 年度地方税制改正（案）についてを議題といたします。御説明をお願いいたします。

○税務課長（伊左次敏宏君） それでは、平成 31 年度地方税制改正（案）でございますが、市税に関連する部分について御説明をさせていただきたいと思っております。

お手元に資料を 1 枚、A 4 両面のものをお配りしていると思っておりますので、そちらのほうを見ていただければと思います。

これらの改正内容につきましては、現在、地方税法の関連法案が国会のほうで審議されているところでございますが、それが通った後に条例改正を行うもので、内容により、3 月 31 日付で専決処分させていただくものと、6 月議会に上程させていただくものと内容によって分かれてまいります。

それでは、ちょっと順番に説明させていただきますが、1 つ目、個人の市民税の関連で 5 項目ございます。

1 点目は、ふるさと納税制度の見直しということで、ふるさと納税制度につきましては全国的に順調に金額もふえているというところですが、過度な返礼品競争が起きているということで、総務省から返礼品割合を 3 割以下とすること、また地場産品に限ることというような条件を付すと。これらの条件をクリアした団体を総務省が指定するという仕組みになってくるようでございます。それで、指定を受けた団体に寄附した場合について、個人市民税の

特例控除の適用を受けることができるというような形で条例のほうをさわっていく形になります。

適用は、ここにありますように6月1日以降に支出された寄附金に適用していくということで、3月の専決になろうかと思いますが、6月議会での報告のほうへ出てくるという形でございます。

2点目は、住宅ローン控除の拡充ということでございますが、これは消費税の関係で、住宅需要が落ち込まないようにということで、税率が上がった後に住宅を取得された場合の控除の期間を現行10年でございますが、13年まで延ばしていこうというのが所得税の改正でございます。

個人住民税におきましては、所得税で引き切れない控除額が出た場合、個人の市県民税からも控除しましょうという制度でございますが、所得税の制度改正に合わせて、3年間、個人の住民税側も延長するという仕組みでございます。

適用は、消費税の改定となる10月から、翌平成32年の12月末までに居住を開始された方を対象として、延長の適用を受けることができるというものでございます。

こちらのほうについても、専決の中で改正案を入れさせていただきたいと思っております。

3点目は、同じく住宅ローン控除ですが、個人住民税で住宅ローン控除を受けていただくためには、個人市民税の納税通知書、通常6月ですけれども、これを送達するときまでに申告書を提出しないとイケないという要件が現在の仕組みとしてはございますが、この要件を撤廃していこうと、もう少し緩和していこうという改正でございます。

こちらのほうも、平成31年度以降ということですので、専決の内容になってこようかと思っております。

それから4点目ですけれども、これは非課税措置が、例えば障害のある方であるとか、寡婦の方、あるいは未成年者などは、合計所得金額135万円までは非課税ですよという仕組みが現在ありますが、未婚のひとり親家庭の方も非課税としていこうという改正が行われます。

ここにありますように、事実婚状態でないことを確認した上で、支給される児童扶養手当の支給を受けているひとり親の方ということが対象でございます。

平成33年度以降の市県民税からということですので、こちらのほうは6月の議案の中で改正内容を持っていく形になろうかと思えます。

それから5点目ですけど、民法で成年の年齢が20歳から18歳に引き下げられるということで、先ほど申し上げましたように、未成年者は135万円以下は非課税ということにされておりますので、そちらのほうも、これに準拠していくということですが、適用は少し後になります。

それから、一番下に固定資産税、都市計画税の部分ですが、1点ございます。

所有者が不明な土地を利用して、地域の福祉とか住民の福利厚生に値するような事業を行う場合の固定資産税の特例として、課税標準額を最初の5年間、3分の2にするという改正が行われる予定です。

6月1日から適用ということで、これは都市計画税条例のほうで専決する内容として出てくる予定でございます。

済みません、裏面のほうへ行きまして大きい3つ目、軽自動車税ですが、2項目ございます。

1つ目は、消費税の引き上げの対応ということで、環境性能割がこの10月から課税されるということになってまいります。税率を1%分、1年間軽減するというものです。消費税引き上げに伴って、需要が落ち込まないようにという施策でございます。

小さい表が載せてございますが、税率が非課税、1%、2%というのが本来の税率のところ、1%ずつ引き下げられるということで、ごらんのような税率の適用になってまいります。

きょう、午前中の予算決算委員会で説明がありましたけれども、この軽減に伴う減収分は地方特例交付金で市町村のほうへ補填されるという予定です。

内容は10月からということで、こちらのほうは6月の上程議案の中で改正を予定しております。

軽自動車税、2点目ですけれども、従前の軽自動車税は種別割ということで、名前が今度変わってまいります。こちらのほうのグリーン化特例の税率を、こちらはしばめていくというような形です。自動車の燃費達成基準によって、現在75%から25%の軽減、3段階ございますが、平成33年度と平成34年度に新規登録を受けた自動車からは、電気自動車のみが軽減の対象となるということで、厳しくなっていくという改正でございます。

こちらのほうは、専決で改正する部分と議案で改正する部分と両方まざってまいります。それぞれで内容のほうを持っていく形です。

最後に、大きい4つ目の森林環境税、譲与税ということですが、森林環境税というものが平成36年度から、これは国税なんですけれども、個人住民税の均等割に合わせて、1,000円ずつ課税をしていくという仕組みでございます。こちらのほうの課税は平成36年度からということ。こちらは個人の市民税ではございませんので条例には出てまいりませんが、個人の均等割に上乗せして国税を徴収するという形です。

それで、(2)番にありますように、課税は平成36年度からですけれども、国のほうで借入れを行いまして、平成31年度から森林環境譲与税というものが市のほうへ交付されるという仕組みになってまいります。

総額の9割、当面は8割なんですけれども、それを市町村へ、残りの1割が県に譲与されるということで、平成31年度からの譲与が始まります。

今回の当初予算の中では、まだこれは法案が通っておりませんので予算計上はしてございませんが、定まった時点で予算計上をしていく形になるかというふうに思っております。

説明は以上でございます。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

質疑のある方、ございますか。よろしいですか。

[挙手する者なし]

ないようですので、この件に関しましては終了といたします。

続きまして、東美濃ナンバーについてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

○総合政策課長（坪内 豊君） それでは、東美濃ナンバーについてでございます。

もう皆さん御存じのとおり、1月29日に東美濃ナンバー実現協議会が開催されまして、ここで1月31日をもって解散ということが決定されております。

解散に当たりましては、決算余剰金を負担金を支出した団体に返還するというふうに決められておりますので、この御報告をさせていただきたいと思っております。

内容につきましては、皆さん、お手元にあると思っておりますが、東美濃ナンバー実現協議会の決算書、こちらのほうにございます。少し説明をさせていただきますので、ページをめくっていただきまして、1ページをごらんください。

まず、収入の部のところで、1負担金、2可児市というところをごらんいただきたいんですが、こちらが可児市のほうから支出しました金額になります。118万1,942円というのを執行しております。

実現協議会側からいうと、これを受けまして、最終的に次のページの3ページをごらんいただきたいんですが、返還金という形で残りの分を、全体の返還金総額が377万5,970円とあるんですけれども、こちらのほうをそれぞれもともと出している計算が均等割、それから人口割というので出しておりますので、それに基づきまして割り戻すというか、割りまして、それで返ってくる分が50万5,563円ということになります。

したがって、先ほどの118万1,942円から50万5,563円を引きますと、実質負担としては67万6,379円という執行でございました。

この実負担に充てられたのは、アンケートを行う費用と、それから啓発物品でございます。以上です。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

何か御質問があれば。

○委員（高木将延君） 東美濃ナンバー実現協議会は、ナンバー申請しないと決めてから解散までであったと思うんですけど、せっかく集まったメンバーなので、今後の地域発展のために何かできないかというようなことを議論されるようなことを前に聞いたんですけど、その間の活動って何かあったのか、お聞きしたいと思います。

○総合政策課長（坪内 豊君） その間も、いろんな議論がなされたわけなんですけれども、最終的には、東美濃ナンバー実現協議会にかわる新たな組織は設立しないということをそういういろいろな協議の中で決められまして、あと解散後の連携体制については、これも東美濃ナンバー実現協議会では決定しないと。解散後の連携については、既存の各団体について協議をしていただくというようなことが話し合われました。

既存の各団体というのは何を指すかといいますと、もともと東美濃という意味では、東美



濃歴史街道協議会、それから経済界でいうとツーリズム東美濃ですね。こちらのほうの団体に引き継いでいくというような形になっているかと思えます。以上です。

○委員長（中村 悟君） ほかに何か御質問はありませんか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続きまして、岐阜医療科学大学についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

○総合政策課長（坪内 豊君） そうしましたら、ペーパーのほうは岐阜医療科学大学可児キャンパスの準備状況についてというのをごらんいただきたいと思えます。

こちらは、大学からいただいた情報をもとにまとめたものでございます。

1番で、今年度の入学生の状況から入りたいと思えますけれども、2018年12月末現在の状況として、これは推薦、それからAO入試による確定ということになりますが、保健科学部が約30%、看護学部が約45%決まってきたというようなことでございます。

残りにつきましては、一般入試の合格者、それから入学辞退による欠員の繰り上げ、春のときもお話ししましたけれども、要は補欠合格とか、そういったところで定員の超過とならないようにしっかりコントロールしているということは聞いております。

それから、2番目で建築工事の進捗状況でございますが、既存棟につきましては、改修工事は完了しております、引き渡しを終了しているということでございます。あと、細かいところとしましては、教員の引っ越しが完了したりとか、事務室の備品搬入が終わったりとか、新規備品の搬入も終わっていると。現在は、学生用パソコンの設定とか、この⑤に書いたあたりのところの最終調整作業を行っているというふうに伺っています。それから、学生駐車場にあります実験棟については、9月下旬工事完了の予定ということでございます。

あと、新棟につきましては、計画どおり5月末日工事完了で引き渡しの予定というふうに聞いております。いろいろと既存棟も新棟も時間がかかったんですけども、5月末には工事完了すると。3月の中旬には足場が撤去されまして、内装工事が進められるというようなことでございます。

その他のところになりますけれども、4月以降の予定といたしましては、4月3日に入学式が行われます。それから、4月9日には講義のほうが始まるというようなことでございます。

まだ未定ではございますが、内容は変更となる場合がございますが、6月8日に可児キャンパスオープンセレモニーというのを計画しているということでございます。

内容としましては、市民公開講座とか施設開放なんかを予定しているということを知っております。以上でございます。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

何か御質問はございますか。

○委員（可児慶志君） 1年間、おくれてあれですけど、前にいろんな1年間における出費な

んかがあって、どういう財政状態で来るかというようなことを前にお伺いしていますよね。講師を待機しておかなきゃいけないから、そのためにお金を払わなきゃいけないとか、ずうっとさまざまなものが出ていたと思うんですが、その辺、例えば講師なんかも、もう先生方、職員もきちっと確保されて、予定どおり順調に来ているというふうには、当然これは資料で推測はしますが、特別に報告を受けるようなことはないということですのでよろしいですね。

○総合政策課長（坪内 豊君） そういったような問題があるようなことは聞いておりません。

○委員長（中村 悟君） ほかにございませんか。

○委員（山根一男君） 以前にも一般質問した件で、やっぱり地元とか、あるいは業者とか、説明会なり、協議会なり、何かそういう話し合いの場をもう少し持つという方針というように私は受けとめていたんですけど、そういう動きは今ないですか。音頭をとるようなことはないですか。

○総合政策課長（坪内 豊君） 帷子地域の有志の方々が、今後の盛り上げといいますか、にぎわいづくりとか、そういったことについて、いろんなお話し合いをしてみえるというようなことは確認しております。以上です。

○委員長（中村 悟君） ほかによろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、もう発言もないようですので、この件に関しましては終了いたします。

続きまして、組織機構再編についてを議題といたします。

説明をよろしく申し上げます。

○総合政策課長（坪内 豊君） そうしましたら、平成 31 年度組織図というのをごらんいただきたいんですけども、これが最終的な形ということでございます。

ここの平成 31 年度と書いたところに 15 部局とあります。これは、前年度の平成 30 年度と比べまして 1 部局ふえ、47 課というのはプラス・マイナス・ゼロでございます。それから、107 係というのは、マイナス 1 係というような状況でございます。

配置がほぼほぼ決まっていりましたので御報告させていただきますと、文化スポーツ部につきましては、現在、旧庁舎のほうの 4 階のスポーツ振興課と文化財課がありますが、あそこに文化スポーツ部として配置されるというようなものでございます。

それから、私ども大河ドラマ活用推進室につきましては、3 階が非常に手狭ですので、新庁舎のほうの一番東側、3 階の一番東側になりますけれども、そちらのほうに少しスペースを設けて配置していきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

何か質疑はございますか。よろしいですかね。組織変更については、再三お伺いしていますので。

〔挙手する者なし〕

それでは、もう発言もないようですので、この件に関しても終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

○委員長（中村 悟君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

協議事項で、所管事務調査事項についてを議題といたします。

4月以降は、今御紹介のありましたように、執行部の組織機構の再編に伴いまして、議会の常任委員会の所管事項についても委員会条例の改正によって対応するところではありますが、当委員会には、新たに観光経済部及び農業委員会の所管に属する事項が加わることとなります。建設市民委員会からの書面での引き継ぎによって、4月以降、対応することとなりますので、御承知おきいただきたいと思います。

なお、必要があれば、新たな所管事項の協議を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

そのほか、これまでの委員会の課題のほか、各期の定例会の議案審議や一般質問、本日の予算審議において、改めて取り上げて調査していくべき課題だと思われるものがあれば、御意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いをします。

何か御意見がございましたら。いずれにしても4月からちよつとの間ですけどふえますので、ちよつとまたその対応でいろいろ御相談することがあるかと思いますが、よろしくお願いをします。

何か御意見はございますか。

○委員（山根一男君） 大河ドラマもなっていましたよね、所管事務事項に。

○委員長（中村 悟君） 大河ドラマは、そのままここですね。

○委員（可児慶志君） きょう、予算決算委員会のときの最後のところで、大河のことについて話をしていたんですけど、なかなか皆さん、あそこで集合といっても、行き方が委員長もわからんのじゃないかなというような実態じゃないかなというふうに思うんです。だから、ちよつと一遍行って、実態を見るべきじゃないかなあという気がするんですよ。多分、あそこに集合と言ったって、どこから入っていいか、多分わからんと思うんです。

現実に山根委員が質問したように、崩れているところとか、あれも本当に周回しようとしたら、あれは絶対に必要だし、登って行ってそのまま帰ってくるというのも、ちよつとさみしい話なんで。山根委員は簡単に引き下がっちゃったけど、もうちよつと突っ込んでもらってもいいかなあと思ったんだけど、そういうのも実際の現場をね。もう入れないので、入っていないんですよ、僕らもね。僕も行っているんだけど。やっぱり、どの程度の崩壊状態なのかということも見えていない。

余計に、今度観光経済部が入ってくると、もうまさに所管にまるきりなってしまうので、ちよつと見ていく必要があるんじゃないかなあという気がするんだけど、いかがですかね。

○委員長（中村 悟君） 具体的に日時とかはあれですが、皆さん、一応そのことには御賛同いただけるということでもいいですか。

それじゃあ、時間やら日時を。行くと言われれば、行かずにはならんので。

○委員（可児慶志君） 花フェスタ記念公園に車をとめて、歩いて行ってごらん。とんでもないことになるよ。

○委員長（中村 悟君） もう、あの石段だけで十分なんで。

わかりました。それじゃあ、ちょっと相談して、一度具体的に、皆さん行くということであれば、ちょっと計画してみます。

別に自分たちだけでいいですか。誰か一緒に、担当の市の職員の方も。

○委員（可児慶志君） 何か聞きたいことがあれば、それは。

○委員（高木将延君） 崩れているところというのは、職員がいないと入れないんでしょう。

○委員長（中村 悟君） 通常、とめておるんだよね。ちょっとその辺を聞いて、確認して、もしあれでしたら来ていただけるように。一番いい人を来ていただけるように。

それじゃあ、それはちょっと副委員長と一緒に調整させていただきます。

ほかには。

○委員（高木将延君） 建設市民委員会のほうからどのような書面が来るか、ちょっとわかんないんですけど……。

○委員長（中村 悟君） まだ、もらわないかん。

○委員（高木将延君） そうですよ。見てみないとわかんないですが、やるだけの項目だけ書かれていてもちょっと困るので、今までやってきたことだとか、あと研究というとあれですけど、こんなことを話し合ってきたみたいなのがわかるようにしておいてもらえると、引き続きやっていけるかなと思いますので、その辺、要望していただけると。

○委員長（中村 悟君） わかりました。

ちょっとまだ書面等の話をしていませんので、確認しておきます。

あとはよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、この件に関しては終了いたします。

以上で、本日の当委員会の案件は全て終了いたしました。ありがとうございました。

ほかに何かあれば、お伺いしておきますが。いいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、本当にお疲れのところをありがとうございました。また、よろしく願いいたします。

閉会 午後3時01分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 31 年 3 月 12 日

可児市総務企画委員会委員長